

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：変更の報告
- ② 手続根拠：海上運送法施行規則第28条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業
特定旅客定期航路事業
旅客不定期航路事業
- ④ 提出時期：遅滞なく（代表権を有しない役員に変更があった場合は、前年7/1～6/30までの期間に係る変更について毎年7/31まで）
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(3)に係る事項の場合は、変更報告書を、所轄する地方運輸局等へ提出
(1) 氏名若しくは名称または住所に変更があった場合
(2) 法人の役員に変更があった場合
(3) 特定旅客定期航路事業について、運送の需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：法人の役員に変更があった場合、法第5条第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による